

質疑要旨

卸売市場のあり方について、5年以上検討がストップしているが、検討する時期はいつになるのか。

答弁要旨

市場のあり方につきましては、平成25年に尼崎市公設地方卸売市場運営協議会に部会を立ち上げ、検討を進めておりましたが、同年12月の青果部卸売業者の撤退により検討が中断いたしました。

その後、平成27年11月に現在の青果部卸売業者が入場後、取扱量の回復を図っていた矢先、平成29年9月に水産物部卸売業者が撤退したため、検討を再開するには至っておりません。

現在、総合市場としての機能を確保するため、水産物部卸売業者の入場に向けて最大限努力しているところであり、その状況を見定めたうえで今後の市場のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上

質疑要旨

公募期間を決め、期間までに入場が確定しなければ、今後の市場のあり方検討をスタートさせるべきだと考えるが、どうか。

答弁要旨

公募期間につきましては、青果部卸売業者の不在の際、神果神戸青果株式会社から入場意向を確認しましてから、実際の入場までに相当の期間を要しましたことから、今回の水産物部卸売業者の公募にあたりましても期間を定めていないものでございます。

本年5月から公募を行っているところでありますが、現在、関心を示している2社と交渉を進めている状況であり、早期の入場に至るよう最大限努力してまいります。

以上

質疑要旨 所有者不明や相続放棄で所有者不在の物件を早期に把握して物件管理者決定に迅速に対応できないか。物件管理者不在時の本市の対応はどう考えているのか。

答弁要旨

市民から苦情、要望のあった老朽危険空家については、まずは登記簿情報、固定資産税の課税情報などで所有者を調査しますが、相続登記されていないものや、評価額が20万円未満の家屋のみを所有している場合には課税対象から外れるため、課税情報から所有者を特定することが出来ない場合があります。

また、課税情報では代表相続人もしくは、縁故関係にある者しか判明せず、法令に従って相続人全員に指導していくことが困難な場合もあります。

(次ページへ続く)

その場合には、本市はもとより、全国各地の自治体へ戸籍情報等を照会し、相続人を調査しており、その過程で、相続放棄をしているとの情報があれば、裁判所へ照会するなど、市として所有者不明や不在を確認するまで、相当の労力と期間を要するのが実態でございます。

これら調査の結果に基づき、物件管理者が不在の場合、老朽危険空家をもたらす周辺への影響の度合いや緊急性などを考慮したうえで、状況に応じて市が応急措置や略式代執行を検討し、実施するほか、財産管理人制度の活用など、様々な手法で解決を図っているところでございます。

以上

別府議員 1004 作成部局 都市整備局 No.1

質疑要旨 築年数の古い建物を解体した後の固定資産税の一定期間の減免はできないか。出来ないならその理由は何か。

答弁要旨

空家を解体し、更地になった場合は住宅が無くなるため、土地の固定資産税等の住宅用地特例が外れ軽減措置を受けられなくなります。

築年数の古い建物を解体した後の固定資産税の一定期間の減免については、他都市の導入事例や状況を見るなかでは、老朽危険空家の除却を促進させる明確な効果は確認できないことから、現在のところ、本市での減免措置制度の導入は考えておりません。

しかしながら、税の減免制度が老朽危険空家の除却の促進につながる可能性を模索するため、今後も他都市における先進的な取組などを注視して参りたいと考えております。

以上

別府議員 1005 作成部局 都市整備局 No.1

質疑要旨 老朽危険空家の取壊しにかかる助成金制度の導入は出来ないのか。また、出来ないなら、その理由はなぜか。

答弁要旨

本市ではすでに平成29年度から、他人に危害が及んでいる老朽危険空家であることが確認でき、本市が指導・助言をおこなっている空家で、且つ、国や県が定める条件を満たしている老朽危険空家を除却する場合に限り、除却に係る費用の2/3、上限133万2千円の補助金を交付しております。

平成29年度の補助金交付の実績につきましては、3件で合計248万2千円となっております。

本来、空家の修繕や解体につきましては、所有者の責任でなされるものであり、現在の老朽危険空家の除却補助の対象を拡大することは考えておりません。

以上

質疑要旨 今後、どのような方法で老朽危険空家の戸数を減らしていくのか。

答弁要旨

平成30年1月に策定した「尼崎市空家等対策計画」に基づき、空家の適正管理に関する啓発・情報提供をはじめ、空家の活用・流通支援の専門家の派遣や、空家の利活用に関する相談窓口を紹介するなど、空家の未然防止や、増加を抑制させる取組を進めております。

また、すでに老朽化した空家に関しては、法令等に基づき、周辺に悪影響を及ぼしている空家の所有者等へ改善を促す指導・助言を行うとともに、所有者が不明な空家については、略式代執行や、財産管理人制度の活用により、空家の解体や売却処分などの方法で、引き続き、老朽危険空家の減少に努めてまいりたいと考えております。

以上

別府議員 1007 作成部局 公営企業局 No.1

質疑要旨 過去に浸水した地域住民に雨水貯留管の必要性を説明した事、または浸水対策を要望されたことはありますか。

答弁要旨

過去に浸水被害のあった立花周辺住民からの要望を受け、平成26年10月に雨水貯留管を含む浸水対策についての説明会を実施しております。その際、早期に浸水対策に取り組むよう、強く要望を伺っております。

また、翌年の平成27年に、再度、立花周辺住民の方より早期の浸水対策の要望を伺っております。

以上

別府議員 1008

作成部局 公営企業局 No.1

質疑要旨 説明会において床上浸水と床下浸水を軽減すると説明していますが、床上浸水が発生する浸水深さは何cmからと想定していますか。

答弁要旨

床上浸水については、内水ハザードマップに記載しておりますとおり、大人のひざまで浸かる程度の50cm以上となったときに床上浸水になるものと考えております。

以上

別府議員 1009 作成部局 公営企業局 No.1

質疑要旨 今回計画の1時間あたり51.7mmが武庫分区に降雨した場合、武庫分区の浸水深さは最大何cmになると想定しているか。

答弁要旨

現在、武庫分区に1時間あたり51.7mmの降雨があった場合最大の浸水の深さは10cm程度と考えております。

以上

質疑要旨 1時間あたり51.7mmの時、武庫分区に床上浸水は発生するのでしょうか。「市民の生命と財産を守る重要な事業である」と説明しておりますが、生命と財産を奪うほどの浸水は何cmと想定しているのでしょうか。

答弁要旨

武庫分区に1時間あたり51.7mmの降雨があった場合、床上浸水は発生しないと考えております。ただし現在の整備水準である1時間あたり46.8mmを超えるため道路冠水や床下浸水が発生すると考えております。

近年、市内においては、1時間あたり70mm以上の雨が降った場合に床上浸水が発生する傾向にありますが、武庫分区においては、雨水貯留管を整備することで、1時間あたり51.7mmまでの雨では浸水しないことはもちろん、1時間あたり70mm以上の雨が降った場合でも床上浸水を床下浸水に抑えるなどの被害軽減の効果が見込まれ、「市民の生命と財産を守る」ことにつながるものと考えております。

以 上

質疑要旨 今回想定している51.7mm/hを超える降雨がないと床上浸水に至らないということか。また、51.7mm/h以上の降雨に備える必要性があると思うがどのように考えているのか。

答弁要旨

先ほども申し上げましたとおり、近年、市内においては、1時間あたり70mm以上の雨が降った場合に床上浸水が発生する傾向にあります。

このような状況において、尼崎市では、国の中長期的な目標である10年に1度の雨（51.7mm/h）に対応できるよう雨水整備を進めることにより、武庫分区において、1時間あたり70mm以上の降雨があった場合でも、床上浸水を床下浸水に抑制し、その被害額も約4分の1程度に軽減できるものと見込んでおり、浸水対策として有効な手段であると考えております。

以上

別府議員 1012 作成部局 公営企業局 No.1

質疑要旨 9月15日の説明会資料の過去の浸水状況は武庫分区の被害状況か。この時、何時間何ミリの降雨によるものか。

答弁要旨

9月15日の説明会資料の右上にあります、浸水状況のグラフのうち、武庫分区の被害が多かった2つの降雨状況を申し上げますと、

H6年9月 時間最大92mm 降雨時間3時間

総降雨量130.5mm

武庫分区浸水被害件数 719件

H11年6月 時間最大79mm 降雨時間24時間

総降雨量205.5mm

武庫分区浸水被害件数 183件

となっております。

以上

質疑要旨 震度7に変わったのはなぜか。なぜ、住民には6弱と回答したのか。

答弁要旨

説明会等では、下水道事業者が地震対策として、対応する基準を示した日本下水道協会の「地震対策マニュアル」の想定震度である、震度6弱と説明したものです。

一方、技術的な面においては、日本下水道協会の下水道施設の構造面での耐震性能に係る技術的な論点を記載した「耐震対策指針」において、今回の雨水貯留管は、重要な管きよと位置づけされており、阪神淡路大震災以降発生した地震を想定した震度7レベルの設計となる旨を説明したものであります。

以上

質疑要旨 近隣住民に対して見直し検討は、毛頭考えていないと答えたのか。住民を騙したと言われても過言ではないと思うが、どのような考えか真意を教えてください。

答弁要旨

「計画を見直すことも視野に入れていくことになります。」と、回答しているのは、多くの市民から様々な意見を受けた場合に、理解を得るための説明に時間を要することから、現在の計画スケジュールに変更が生じる場合があるため、申し上げたものであり、計画の基本的な考え方を変えるという趣旨ではありません。

今後とも、市民の方々の理解が得られるよう、より丁寧な情報提供や説明を行い、工事着手できるよう取組んでいく考えでございます。

以上

質疑要旨 前回の報告会で時間がないとの説明は、住民に対する説明を行う時間がないのか。予算を執行する時間がないのか。住民意見を軽視しているのか。

答弁要旨

9月15日の(武庫分区雨水貯留管整備事業質問回答)説明会における、時間がない旨の発言につきましては、説明途中の段階で、説明を遮る形で多くの質問があり、その質疑応答に時間を要したため、会場の使用時間に限りがある中で、予定していた説明を最後まで終える時間がないという趣旨で申し上げたものでございます。

以上

別府議員 1019

作成部局 公営企業局 No.1

質疑要旨 近隣住民の不信感を拭い去ることは簡単な状況ではないと思われるが、それでも予算執行期限内に住民理解を得られると考えているのか。

答弁要旨

当該事業を進めるにあたりましては、市民の皆様のご理解を得られるよう、より丁寧な情報提供や説明を行うなど、事業着手に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上

質疑要旨

なぜ、仕分けの明確な規定を作らないのか。

答弁要旨

市有地の売却につきましては、地方自治法等の規定に基づき、公正、機会均等かつ経済性が確保できる一般競争入札による売却を原則としているところでございます。

一方、学校跡地等の大規模な市有地につきましては、地域住民の関心が高いことや土地利用転換による周辺環境に及ぼす影響が大きいことを踏まえ、まちづくりの観点からプロポーザル方式により事業者を選定しており、庁内的には、明確に取扱いしております。

いずれにいたしましても、一般競争入札やプロポーザル方式につきましては、当該市有地の位置、敷地の規模、従前の利用形態など総合的な観点から判断する必要も想定されることから、今後も引き続き、庁内的な取扱いに準じて対応して参ります。

以上

質疑要旨

誰がどのようにして仕分けを決定しているのか。決定の過程を市民に公表をしないのはなぜか。また、その理由は。

答弁要旨

市有地の売却にあたりましては、一般競争入札を原則としておりますが、大規模市有地などプロポーザル方式を採用する場合につきましては、庁内で、土地利用の方針を定めた上で事業者を公募するといった手続きを進めております。

売却方法の決定につきましては、先程、ご答弁いたしましたとおり、原則は一般競争入札であり、大規模市有地などにつきましても、プロポーザル方式として、明確に取り扱っております。

以上

質疑要旨

検証、検討を記録が残る形で行っているのか。また、本市が稼ぐ仕組みも含めて検討を行わないのはなぜか。

答弁要旨

未利用地で将来的に市による活用見込みが無い市有地につきましては、原則として売却することとしております。

一方で、取得の経緯や立地、土地の規模・形状などから、貸付による効果が高いと判断した市有地につきましては、貸付といった方法を選択する場合がございます。

こうした貸付を行う場合につきましては、土地利用の方針や貸付の実施決裁において、その理由を記載し公文書として、保管しているところでございます。

また、委員ご指摘の「稼ぐ仕組み」でございしますが、財政効果も視野に入れて、総合的な観点から売却又は貸付を判断

して ます。

まいり

以上